

最低制限価格制度について

町では、著しい低価格入札の防止、契約の内容に適合した履行の確保及び公共工事の品質確保の促進を図るため、最低制限価格制度を導入しています。

令和2年7月6日より以下のとおり算出方法を変更します。

対象工事

設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、1000万円を超える建設工事。

最低制限価格の算出方法

予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる式の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額。ただし、その合計額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を合計額とする。

なお、上記の合計額に千円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。ただし、端数を切り捨てた結果予定価格の10分の7.5を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げる。

計算式

1. 直接工事費×97%（円未満切り捨て）
2. 共通仮設費×90%（円未満切り捨て）
3. 現場管理費×90%（円未満切り捨て）
4. 一般管理費×55%（円未満切り捨て）

落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回る価格をもって申し込みをした者は失格となります。

その他

有価物売却費の取扱いについては、埼玉県「建設工事の積算に有価物売却費がある場合の最低制限価格の取扱い」に準ずるものとします。